

人事,労務担当者が押さえておきたい基本判例

～最近の労働判例について弁護士がわかりやすく解説～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

労働関係の行政訴訟で国側敗訴の報道を見ることがあります。これらの裁判の陰には、企業に対し全配慮義務違反があったなどとして多数の民事損害賠償請求がなされています。最近の労働裁判例について理解を深め、訴訟リスクを低くする参考にしていただくため、弁護士から最近の労働判例について聞きます。人事・労務管理の担当者に受講していただきたい講習会です。

記

- 1 日時 平成26年3月18日(火) 13:30~16:00 (開場・受付は13:00~)
- 2 会場 (公財) 仏教伝道協会 (仏教伝道センタービル) 7階会議室「見」(三田労働基準協会近く)
港区芝4-13-14 (裏面地図参照) (最寄駅: JR田町駅・都営地下鉄三田駅)

《前回お知らせと会場が変更になりました。》

- 3 講師 木村 恵子 弁護士 (安西法律事務所)

- 4 内容 解説基本判例

- 入社2年目の社員がうつ病に罹患して自殺したことにつき、使用者に安全配慮義務違反があったとして、遺族による損害賠償請求を認めた事例
- 直接の雇用関係がない下請け労働者に対する元請け企業の安全配慮義務を、最高裁が正面から認めた事案
- 過重労働によるうつ病で自殺したとして、派遣元会社と派遣先会社双方へ損害賠償を求めた事案
- 新入社員の過労死に関して、直接労働時間管理をしていない代表取締役らの責任が認められた事案 など

- 5 受講料 (消費税・テキスト代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円

- 6 定員 50名

- 7 申込方法等

- ①受講申込: 裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ②申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から3月11日まで2週間ない場合は3月11日(火)までに次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

・銀行名	三菱東京UFJ銀行田町支店	・口座番号	普通預金 0397963
・口座名義	一般社団法人 三田労働基準協会	・名義人住所	東京都港区芝4-4-5

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例0318 マルマルカイシャ等)

- ② 受講の取消: 3月11日(火)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

- ④受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提出ください。

- 8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692